

	16 国際第1297号
	平成17年4月1日
	農 林 水 産 省
一部改正	平成18年7月13日
一部改正	平成18年7月31日
一部改正	平成19年4月2日
一部改正	平成19年9月3日
一部改正	平成19年10月19日
一部改正	平成20年6月13日
一部改正	平成20年11月20日
一部改正	平成21年8月14日
一部改正	平成21年9月18日
一部改正	平成24年2月9日
一部改正	平成25年2月18日
一部改正	平成26年12月25日
一部改正	平成28年5月31日
一部改正	平成30年11月6日
一部改正	平成30年12月25日
一部改正	令和元年12月16日
一部改正	令和2年11月30日
一部改正	令和2年12月21日
一部改正	令和3年11月30日
一部改正	令和4年11月30日
一部改正	令和5年11月30日
一部改正	令和5年11月30日
最終改正	令和7年10月31日

経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成17年4月1日から施行する。

なお、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当申請書等

の記載要領（１８国際第３８５号）は廃止する。

記

１ 関税割当申請書（省令別記様式第１）

（１）関税割当申請書（以下「申請書」という。）については、「受付番号」及び「受付年月日」の欄を除いて申請者が記入し、関税割当公表に定める申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）に１通提出するものとする。なお、提出は、申請者が法人又は団体の場合は代表権者、個人事業者の場合は事業主（代表権者又は事業主から委任された者を含む。）に限るものとする。

（２）申請書の記入方法

ア「申請者氏名（名称）」の欄には、法人又は団体の場合は登記された商号又は団体名称、個人事業者の場合は商号又は屋号等、これらを使用していないときは個人事業者本人の氏名を記入する。

イ「代表者名」の欄には、法人にあっては代表権を有する役員を役職名とともに記名する。個人事業者にあっては個人事業者本人を記名する。

ウ「申請年月日」の欄には、申請書を提出する年月日を記入する。

エ「電話番号」の欄には、代表的な番号等を記入する。

オ「資格」の欄には、申請時点において効力を有する関税割当公表の「関税割当申請者の資格」に掲げる資格要件が複数ある場合に限り、該当する資格要件を示す関税割当公表内の項目の番号を記入する。

カ 申請の明細中「関税率番号」の欄には、関税割当公表の割当対象物品に記入された６桁又は９桁の番号を記入する。

キ 申請の明細中「品名」の欄には、「関税率番号」の欄に記入した税番の実行関税率表上の名称又は一般的な名称等を記入する。

ク 申請の明細中「数量及び単位」の欄には、申請しようとする数量及び単位を記入する。

ケ 申請の明細中「実績」の欄には、申請する年度の前年度における実績（当該関税割当てによる実績、当該原産地における枠外税率及び当該原産地からの一般の関税割当てによる実績の合計）を記入する。なお、実績のうち、輸入については、自ら輸入した数量を記入する。

コ 申請の明細中「主な使用の計画」の欄には、申請する年度における計画数量及び主な使用の目的（用途）を記入する。

サ 申請の明細中「備考」の欄には、必要に応じて銘柄その他申請に関し必要な事項を記入する。

２ 関税割当証明書（省令別記様式第２）

（１）関税割当証明書（以下「証明書」という。）表面については、（２）から（５）までを受付担当課が、証明書裏面の通関状況については、「許可年月日及び税関押印」の欄を除いて割当を受けた者が記入するものとする。

- (2) 「証明書番号」の欄には、関税率表番号（当該品目に複数の関税率表番号がある場合は最小の番号）－公表番号－別添の記号－証明書一連番号の順に記入するものとする。
- (3) 証明の内容中「数量及び単位」の欄には、割り当てる数量の数字の前に※印を付し、数字の末尾に単位記号を付するものとする。この場合、※印と数量、及び数量と単位の間には空白をあけないように注意するものとする。
- (4) 証明の内容中「その他の事項」の欄には、割当てに関し必要な事項を記入するものとする。
- (5) 3及び4に規定する各申請書の提出を受けて証明書を再交付するときは、「証明書番号」の欄には、再交付前の証明書の番号の末尾に枝番号を付した番号を、証明の内容中「数量及び単位」の欄には、当初の割当数量から再交付申請時までに当該割当てにより輸入された数量を差し引いた数量（以下「残存数量」という。）の範囲内で申請者が割当てを希望する数量を記入するものとする。

3 関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）

- (1) 関税割当証明書分割申請書については、「申請の明細」を除いて申請書と同様の要領により記入し、受付担当課に1通提出するものとする。その際、既に交付済みの証明書の分割を希望する場合は、交付済みの証明書を添付するものとする。
- (2) 申請の明細中「証明書番号」の欄には、既に交付済みの証明書を分割する場合に限り、分割しようとする証明書の番号を記入するものとする。
- (3) 申請の明細中「割当数量の分割の内容」の欄には、希望する分割数に応じて、それぞれ数量を記入するものとする。

4 証明書の再交付申請

割当数量の変更、社名変更（相続・合併・倒産等に伴う営業譲渡による証明書の名義変更を含む。）及びその他の事由による証明書の再交付の申請（5の場合を除く。）は、事前に受付担当課へ連絡の上、申請書（省令別記様式第1）により、原則として、輸入申告の1週間前までに行うものとする。この場合において、申請の明細中「数量及び単位」の欄には、残存数量の範囲内で割当てを希望する数量を記入して受付担当課に1通提出するものとする。その際、交付済みの証明書及び再交付申請理由書（記載要領様式第1）、社名変更の場合は、変更を証する添付書類（登記事項証明書、株主総会議事録、合併契約書等営業譲渡や社名変更を証する書類の写し）を添付するものとする。

5 関税割当証明書内容変更届出書（記載要領様式第2）

- (1) 割当てを受けた者の住所、電話番号に限り変更が生じた場合は、関税割当証明書内容変更届出書により行うものとし、当該届出書は内容変更する証明書ごとに1通を、記載事項の変更後、証明書を利用して最初に輸入申告する時までに、受付担当課に提出するものとする。その際、証明

書及び変更を証する書類（割当てを受けた者の住所の変更の場合は登記事項証明書の写し等）を添付するものとする。

（２）届出書については、「届出の明細」を除いて申請書（この場合において、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。）と同様の要領により記入するものとする。

（３）届出の明細中「証明書番号」の欄には、内容変更の届出をしようとする証明書の証明書番号を記入するものとする。

6 代理人による各種申請及び報告書類の作成及び提出

（１）１及び３から５までに該当する各種申請書（申請書及びこれに添付すべき書類、再交付申請理由書、関税割当証明書内容変更届出書その他これらに類する書類）及び各種報告書（以下「申請・報告書類」という。）の作成及び提出を申請者本人及び報告者本人（以下「申請・報告当事者」という。）から依頼を受けて代理で行うことができる者は、行政書士又は行政書士法人（以下「適格代理人」という。）に限る。

（２）適格代理人が作成及び提出する申請・報告書類における申請者氏名（名称）及び申請者住所は、申請・報告当事者の申請者氏名（名称）及び申請者住所に加え、適格代理人の登録番号、氏名、事務所名称及び事務所所在地も併記する。この場合において、申請・報告当事者は、適格代理人に対して依頼の内容を記載した委任状（記載要領様式第３）を作成し、適格代理人が申請・報告書類に当該委任状を添えて、受付担当課に提出する。

7 その他

（１）証明書の表面の記入については、パソコン若しくはワープロのプリンター及びタイプライターによる印書又はゴム印の押印により誤りなく鮮明に記載し、ペン書きをしないものとする。

（２）単位記号については、「計量単位規則」に定めるところに従い、次の例によるものとする。

（例） １．キログラム = kg ２．トン = t
 ３．立方メートル = m³ ４．キロリットル = kl

(別添)

経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領 2 (2) における「別添の記号」は、下表のとおりとする。なお、下表に記載のない協定にあっては、記号前の「－」を含め当該記号は不要とする。

協定名	記号
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定	MX
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定	MY
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定	CL
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定	TH
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定	ID
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定	PH
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定	SW
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定	VN
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定	PE
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	AU
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定	MN

再交付申請理由書

申請者氏名（名称）

申 請 者 住 所

代 表 者 名

再交付申請年月日 令和 年 月 日

申請の明細

関税割当証明書番号：〇〇

関税率表番号：〇〇

品名：〇〇

割当てを受けた数量：〇〇kg（=A）

既に通関した数量：〇〇kg（=B）

申請日現在通関中の数量（注2）：〇〇kg（=C）

再交付を希望する数量：〇〇kg（=D）

返還する数量：〇〇kg（=A—B—C—D）

一部返還及び再交付申請の理由：〇〇〇〇のため（具体的に）

提出者

法 人 名 称 _____

部 _____ 署 _____

提 出 者 氏 名 _____

連 絡 先 電 話 番 号 _____

メ ー ル ア ド レ ス _____

郵 便 番 号 _____

住 所 _____

委 任 者 と の 関 係 _____

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 該当がある場合のみ。ただし、現在通関中であることを証する書類を添付すること。

関税割当証明書内容変更届出書

届出者氏名（名称） _____

届 出 者 住 所 _____

代 表 者 名 _____ 資 格 _____

届 出 年 月 日 令和 年 月 日 電話番号 _____

届 出 の 明 細

証 明 書 番 号			
内容変更の事項		変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記載要領様式第3

令和 年 月 日

委 任 状

農林水産大臣 殿

[委任者]

申請者氏名（名称）

申 請 者 住 所

代 表 者 名

私は、記載要領の6（2）に基づき、下記の者を代理人と定め、令和 年度関税割当てに係る各種申請及び報告書類の作成及び提出（☐作成及び提出 ☐作成 ☐提出）を委任（該当する☐委任事項に☒を入れること。）します。

記

[代理人（行政書士又は行政書士法人に限る。）：行政書士証票を提示すること。]

登 録 番 号

氏 名

事 務 所 名 称

事務所所在地

事務所電話番号

メールアドレス

注 提出日前、1 か月以内に作成されたものに限る。